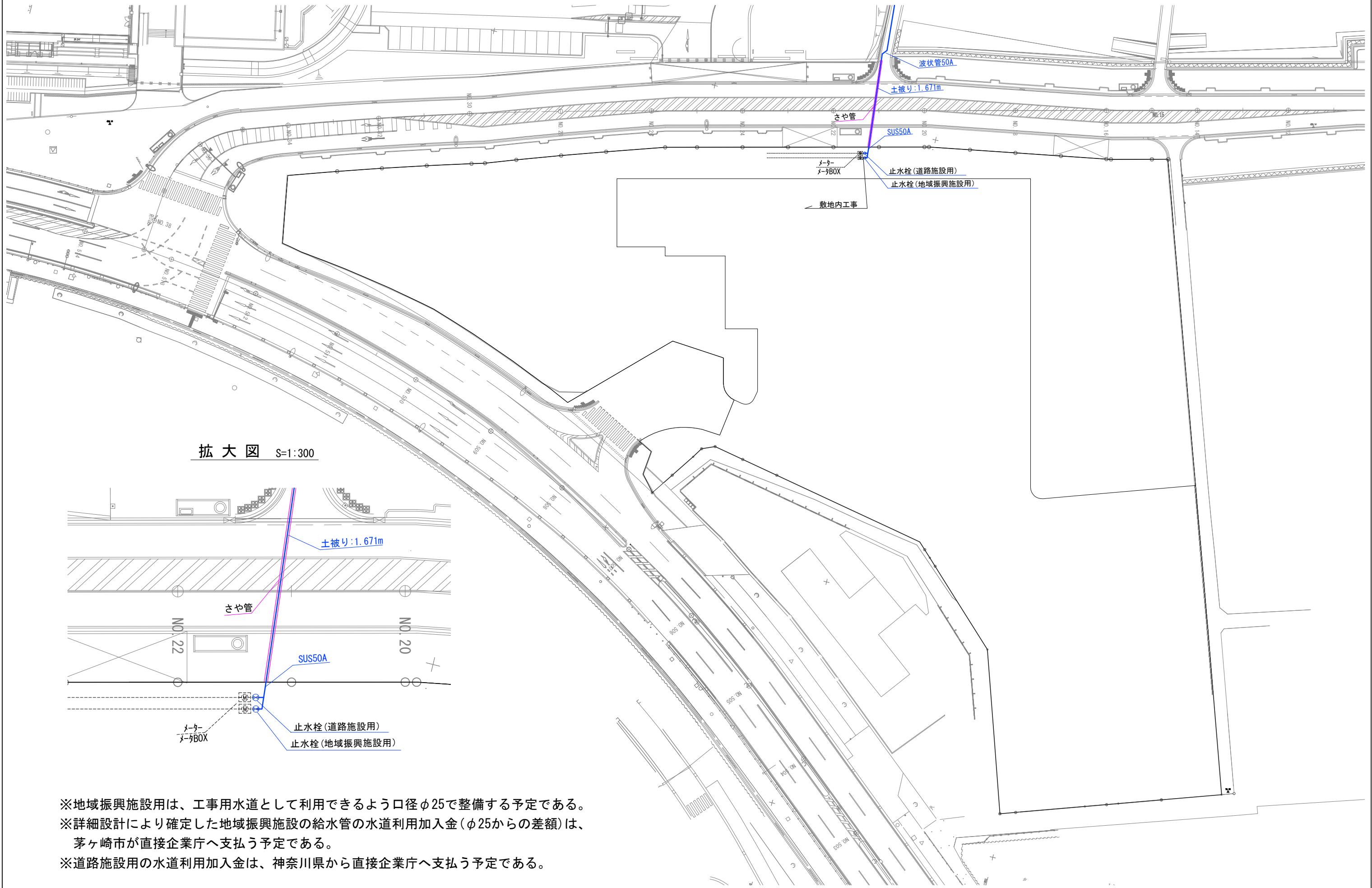


給水管整備予定図 S=1:750



※地域振興施設用は、工事用水道として利用できるような口径φ25で整備する予定である。
 ※詳細設計により確定した地域振興施設の給水管の水道利用加入金(φ25からの差額)は、
 茅ヶ崎市が直接企業庁へ支払う予定である。
 ※道路施設用の水道利用加入金は、神奈川県から直接企業庁へ支払う予定である。